

健康 コラム

突然の入院！ 医療費の自己負担を 軽減させるには！？ & 医事課のお仕事



秋田厚生医療センター
医事課

すずき ちひろ
鈴木 千広

『大きな怪我や急な病気で入院！』となった時、高額な医療費について不安を抱える人が多いと思います。そんな時、知っておきたいのが、**高額療養費制度**です。健康保険証の種類に関係なく、医療保険にあるこの制度では、所得に応じて決定された一定上限額を同一月（1日から月末まで）にかかった医療費が超えた場合、その分が2〜3ヵ月後に払い戻されます。医療費支払い後、加入している医療保険先に書類による申請が必要ですが、この制度を活用すれば自己負担を軽減することができます。しかし、後から払い戻されるとはいえ、一旦は医療機関に医療費を支払うことになり、窓口での支払いをあらかじめ上限額に設定することができる**限度額適用認定証**を申請し、交付していただくことをお勧めしています。高額療養費制度と限度額適用認定証は、最終的に医療機関へと支払う金額が同じになりますが、お金が後から戻ると窓口での負担が最初から軽減されるのでは、心の持ち方が違うと思います。また、限度額適用認定証は、申請月の1日から適用となります。予定入院の際には入院前に申請し、緊急入院の際には早めに申請するように（ご家族に頼む等）しておく、安心して療養に専念できるでしょう。ただし、これらの制度の適用は、あくまでも医療費の場合であり、医療行為に関係のない「食事や病衣、付き添い寝具、診断書、有料の個室代等」は個人負担であるため、別途料金がかかることを忘れて

はいけません。加えて、限度額適用認定証による**保険医療機関窓口での負担軽減は、医療機関別、入院・外来別、医科・歯科別**です。入院費で自己負担限度額まで達した場合、同一医療機関での同月外来分は医療費がかからないと思っている方が多いですが、窓口での負担軽減は入院・外来別の適応になります。それぞれお支払いが必要ですので、ご注意ください。尚、入院で限度額適用認定証の負担軽減を受けており、外来分の支払いが済んでいる場合に高額療養費制度を申請すると、外来で支払ったお金が戻ってくる場合がありますので、領収書をしっかり与管理しておきましょう。

※1：
70歳以上で、住民税を納めており、かつ収入も現役並みでない「一般課税世帯」である場合は、限度額適用認定証は発行されません。該当するかどうか分からない場合は、直接申請しに行く前に電話で問い合わせをしてください。また、70歳以上75歳未満の方には、**高齢受給者証**が各保険者から交付されます。病院受診の際、保険証と一緒に提示すると、医療費の自己負担割合が軽減される場合があります。満70歳になった際には、一緒に提示することを忘れないようにしてください。

ここまで医療費における自己負担の軽減についてお話ししましたが、皆さんは、診療行為がそもそもどのように医

療費へと計算されているのか、疑問に思ったことはありませんか？ 実は、診察や検査等には、厚生労働省によって細かく決められた保険点数（1点10円）があり、医療行為に支払われる料金と医薬品代を合わせた合計額が医療費となっているのです。そのため、『行った医療行為を診療記録から読み取り、患者さんへ請求する保険点数に相違がないか確認して正しい請求書を発行すること』が、私達**医事課**の重要な業務の1つとなっています。医事課では他にも、先程紹介した限度額適用認定証の申請説明や患者個人が支払うべき未収金（自費未収金）の回収・管理等も行っています。迅速かつ正確に請求書を発行できるように診療行為と保険点数に対する知識を十分に吸収し、医療費への自己負担が少しでも軽くなるように患者さんへと寄り添う思いやりある心を忘れず、医事課は日々精進しております。医療費のことで不安や気になることがある方は、お気軽にご相談ください。

